窓口負担割合2割のモデルケース

左のページを元に、課税所得や年金収入の計算方法と判定方法を例示しました。

例1:75歳以上の方が1人の世帯で、公的年金収入199万円のみ、 社会保険料控除17万円の場合

現役並み所得者に該当するか



該当しない

世帯内の75歳以上の方のうち課税所得が28万円以上の方がいるか

いる

公的年金収入 199万円

-公的年金控除 110万円

- 社会保険料控除 17万円(全国平均) -基礎控除 43万円

= 29万円 課税所得が28万円以上で、145万円より小さい



世帯に75歳以上の方が2人以上いるか



业 1人だけ

「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上か



200万円 未満

年金収入199万円 + 0円 = 199万円 200万円より小さい

1割負担

例2:75歳以上の方が2人の世帯で、夫は公的年金収入250万円、社会保険料控除21万円、 配偶者控除38万円、妻は公的年金収入78万円の場合

現役並み所得者に該当するか



W 該当しない

世帯内の75歳以上の方のうち課税所得が28万円以上の方がいるか

いる

【夫】公的年金収入 250万円

-公的年金控除 110万円

- 社会保険料控除 21万円 - 配偶者控除 38万円

-基礎控除 43万円

= 38万円

【妻】公的年金収入78万円

- 公的年金控除78万円

= 0円

課税所得が28万円以上で、 145万円より小さい

世帯に75歳以上の方が2人以上いるか



W 2人以上

「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が320万円以上か



320万円 以上

年金収入 【夫】250万円+【妻】78万円

=328万円 320万円以上

夫婦ともに2割負担



